福岡市ボランティアとの共働により実施する動物愛護管理事業実施要綱

### 第1目的

ボランティアとの共働により動物愛護管理事業を実施することで、動物の適正飼育に関する意識向上並びに動物愛護精神の普及を図ることを目的とする。

# 第2定義

1 この要綱において、動物愛護管理事業(以下、「愛護管理事業」という。)とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」、「狂犬病予防法」、「福岡市動物の愛護及び管理に関する条例」及び「第2次福岡市動物愛護管理推進実施計画」(平成27年4月策定。)に基づき、福岡市動物愛護管理センター(以下、「センター」という。)が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 犬猫の譲渡に関する事業
- (2) 適正飼育の普及啓発・情報発信に関する事業
- (3) その他、動物愛護管理の推進に関する事業
- 2 この要綱において第3に規定する登録を受け、愛護管理事業に参加する者を「登録ボランティア」という。

#### 第3 申込及び登録

- 1 愛護管理事業に参加しようとする者は、センター所長にボランティアの登録を申し込むものとする。
- 2 センター所長は、前項の申し込み後、センターが実施するボランティア研修会を受講し、愛護管理事業に協力できると認めた者を、ボランティア登録台帳に登録するものとする。

### 第4 登録期間

- 1 登録期間は、登録日から当該年度の末日までとする。
- 2 登録は、更新することができる。

### 第5 活動の支援等

センター所長は、登録ボランティアに対し、愛護管理事業に参加する上で必要な知識または技術の向上に資する研修等の実施や情報提供に努める。

#### 第6 登録ボランティアの遵守事項

登録ボランティアは愛護管理事業への参加に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)福岡市(以下、「市」という。)が推進する愛護管理事業に沿った活動を行い、市の愛護管理事業の趣旨を尊重すること。

- (2) 営利目的で愛護管理事業に参加しないこと。
- (3)参加する愛護管理事業について、センター所長から指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (4) センター施設の使用に際しては、センター所長の指示に従うこと。
- (5) 愛護管理事業に参加中に知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。
- (6) 万一の事故に備え、傷害保険等への加入に努めるほか、登録ボランティアに起 因する事故等については、自身の責任において対応すること。
- (7) その他、センター所長が必要と認める事項

### 第7 登録の取消し

センター所長は次のいずれかに該当する場合に登録を取り消すことができる。

- (1)登録ボランティアから登録辞退の申し出があったとき。
- (2)「第6 登録ボランティアの遵守事項」に反するなどボランティアとしてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。
- (3) センターの業務に支障をきたす行為を行ったとき。

#### 第8報告

センター所長は、登録ボランティアに対して、必要に応じ、その活動状況について 報告を求めることができる。

# 第9 事務

この要綱に関する事務は、センターが行う。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、登録ボランティアの愛護管理事業参加等に関し 必要な事項は、 センター所長が別に定める。

# 附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附目

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

# 附則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。